

平成29年 第2回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月16日(木) 午後1時30分から午後3時12分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 2階会議室

3. 出席委員 (25人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	9番	藤倉義雄
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	15番	尾花 收
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	20番	飯島誠治
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	24番	大関千代子
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員 (2人)

4番	小林秀秋
14番	澁江修身

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第8号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 墳本隆男

農地調整係 係長 金子裕美

主査 黒田和美

主査 槇田俊幸

主査 飯塚康夫

主事補 桑子豪敏

7. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成29年第2回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議 長 開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長 事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員につきましては、25名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号4番 小林秀秋委員、議席番号14番 澁江修身委員の2名でございます。以上でございます。

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は25名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、平成29年第2回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号8番 松本信行委員、議席番号19番 小堀幸雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成29年2月16日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成29年2月16日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第8号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成29年2月16日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条443番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は2筆で〇円です。申請地までの距離は0.8km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は450日です。検討事項の7項目につきましても、5番につきましても、許可後の耕作面積が、下限面積に達します。7番につきましても、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましても、審査の結果、すべて該当いたしませんでしたので、総合意見として許可相当と思われま

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成29年2月16日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条91番について報告します。

本申請は、農家住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「水路」、西は「畑」、南は「畑」、北は「市道幅員4m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、水路へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「農家住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて、次のとおり許可処分の取消し願いがありましたので、意見を求めます。

平成29年2月16日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

取消5条7番について報告します。

本願いは、平成〇年〇月に受けた農地法第5条の許可の土地の一部を取

消ししたいという案件です。

まず、申請に係る事項の願出人、許可を受けた内容は、記載のとおりです。

また取消しの理由ですが、転用許可後、貸人から申請地の一部である土地について、耕作を継続するため返還の申し入れがあった。また、その土地は転用されずに、農地（田）のままであり、所有権移転も行われていないため。とうことです。

次に、検討状況ですが、検討事項1は、現地調査により取消しの願出地は現況が田のままであり、転用行為が行われていないことを確認いたしましたので、認められるという意見です。検討事項の2は土地登記簿の全部事項証明書により転用許可による所有権移転登記がなされていないことを確認いたしましたので、認められるという意見です。検討事項の3は、取消しされない残りの土地については、既に転用行為が完了しておりますので、認められるという意見です。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、願いのとおり取り消しすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、願いのとおり取消すことに決定をいたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

平成29年2月16日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

計画変更6番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備の設置を目的とする農地転用について、計画の一部の土地が利用できなくなったため、計画区域を縮小することについて承認を受けたいという案件です。

まず、「1の申請に係る事項」ですが、当初計画は、平成〇年〇月〇日付で許可しており、用途は「太陽光発電設備」で、工期は「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで」です。

変更計画は、太陽光発電設備用地のうち、〇㎡分だけ面積を縮小するものです。工期は平成〇年〇月〇日の完了予定に変更され、すでに完了しております。また縮小された土地については、先ほどの議案第3号の取り消しについて、審議され決定されております。

次に、「2の許可後の計画変更承認基準に基づく検討状況」ですが、検討事項1については、計画変更後の土地については、既に転用が完了しており、所有者が農地として利用することは不可能であるため、農地として効率的に利用されるとは認められないと判断いたしました。検討事項2については、土地所有者の都合による計画変更であるため、転用事業者の故意または重大な過失でないものと認められると判断いたしました。検討事項3については、転用目的が太陽光発電設備であり、変更はないため、同程度の緊急性および必要性があると認められると判断いたしました。検討事項4については、すでに縮小された区域において既に転用が完了しており、事業が実施されていることが確実であると認められると判断いたしました。検討事項5については、現地調査により影響はないと判断しました。検討事項6については、転用目的に変更はなく、変更前と同様の転用許可基準が適用されるため、転用許可相当であると認められると判断いたしました。以上のようなことから、現地調査班の意見は「承認相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成29年2月16日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

5条487番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「田」、南は「田と市道幅員6m」、北は「田」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条488番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員4m」、西は「青地」、南は「畑」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条489番について報告します。

本申請は、農家住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員6m」、西は「畑」、南は「認定外道路4m」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が農家住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条490番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員2m」、西は「畑」、南は「畑と雑種地」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、5条488番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条491番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「畑」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、5条488番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条492番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「田」、西は「畑」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、5条488番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条493番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「市道幅員9m」、南は「宅地」、北は「雑種地」です。排水計画は、「合併浄化

槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条494番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「田」、西は「畑」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、5条488番での説明と同様

です。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条495番について報告します。

本申請は、農家住宅を建築するため転用したいという案件です。まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「水路」、西は「宅地」、南は「畑」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、水路へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が農家住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ

れより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号は、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成29年2月16日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地329番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の西の一部は畑ですが営農に支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地330番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の西と南は畑

ですが営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地331番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地332番について報告いたします。

願出地の状況は、池沼となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、昭和55年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

議案第7号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成29年2月16日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第7号について、調査班、お願いします。

調査班

農用地除外50番について報告します。

本申出は、ガス工作物用地のため、農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、都市ガス減圧施設の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「田」です。周囲の状況は、東は「市道幅員11m」、西は「水路」、南は「市道幅員16m」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し「原則不許可」です。

立地基準は、不許可の例外自由である農地法施行規則第37条第1号の公共性が高い事業に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農用地除外51番について報告します。

本申出は、一般住宅建築のため、農振農用地区域から除外したいという案件です。事業計画の概要については、一般住宅1棟の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「畑」です。周囲の状況は、東は「市道幅員4m」、西は「畑」、南は「畑」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、敷地内浸透、雨水は敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了する、第3種農地に該当し「原則許可」です。

立地基準は、第3種農地は原則許可できる。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農用地除外52番について報告します。

本申出は、資材置場及び駐車場として使用するため、農振農用地区域から除外したいという案件です。

申出に係る事項ですが、申出地は「雑種地」です。周囲の状況は、東は「市道幅員5m」、西は「市道幅員5m」、南は「宅地・畑」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し「原則不許可」です。

立地基準は、不許可の例外自由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農用地除外53番について報告します。

本申出は、平成〇年〇月〇日に除外した農地について、住宅建築の計画が取り止めとなったため、農用地区域へ編入したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「田」です。周囲の状況は、東は「田」、西は「宅地」、南は「田」、北は「宅地」です。編入後は農用地区域内の農地です。

農振農用地区域に編入することにより、周辺の農地と一体として保全管理が図られます。

調査に係る意見については、編入への問題はなしと思われます。

農用地除外54番について報告します。

本申出は、住宅敷地として使用するため、農振農用地区域から除外したいという案件です。

事業計画の概要は、一般住宅1棟66.24㎡の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「畑」です。周囲の状況は、東は「認定外道路幅員3m」、西は「畑」、南は「市道幅員5m」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農

用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し「原則不許可」です。

立地基準は、不許可の例外自由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われま

す。農用地除外55番について報告します。

本申出は、社会福祉施設として使用するため、農振農用地区域から除外したいという案件です。

事業計画の概要は、障害者グループホーム1棟258.36㎡の敷地として申出地を利用したいというものです。

申出に係る事項ですが、申出地は「田」です。周囲の状況は、東は「田」、西は「用悪水路」、南は「用悪水路」、北は「宅地」です。排水計画は、「公共下水道へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

調査に係る意見については、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し「原則不許可」です。

立地基準は、不許可の例外自由である農地法施行規則第37条第1号の公共性が高い事業に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第7号 佐野農業振興地整備計画の変更についての53番については、農用地区域への編入を問題なしとし、それ以外の案件については、農用地から除外された場合の転用許可の見込の有無を「有」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号の変更については、53番については、農用地区域への編入を問題なしとし、それ以外の案件について

は、農用地から除外された場合の転用許可の見込の有無を「有」とすることに決定いたしました。

」
続いて、議案第8号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成29年2月16日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第8号 利用権設定関係の38頁10番について、議席番号6番 志賀喜一委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第8号 利用権設定関係の38頁10番について審議をいたします。志賀喜一委員の退室をお願いします。

(志賀喜一委員 退室 15:08)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第8号 利用権設定関係の38頁10番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号 利用権設定関係の38頁10番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。志賀喜一委員の入室をお願いします。

(志賀喜一委員 入室 15:09)

続きまして、議案第8号 利用権設定関係の39頁18番について、議席番号7番 木村弘一委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第8号 利用権設定関係の39頁18番について審議をいたします。木村弘一委員の退室をお願いします。

(木村弘一委員 退室 15:10)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第8号 利用権設定関係の39頁18番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号 利用権設定関係の39頁18番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。木村弘一委員の入室をお願いします。

(木村弘一委員 入室 15:11)

次に、議案第8号 利用権設定関係の38頁10番、39頁18番以外の案件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第8号 利用権設定関係の38頁10、39頁18番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号 利用権設定関係の38頁1

0番、39頁18番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成29年第2回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時12分閉会